

部活動指導員について

1 仙台市中学校体育連盟主催大会要項における「部活動指導員」の扱い

<p>(1) 監督、引率は当該校の校長・教員・部活動指導員（※1）とする。ただし、部活動指導員は教育委員会設置要項のもと、以下の条件を満たしていなければならない。また、中学校体育連盟が主催する大会（予選を含む）で登録できる学校は1校のみであること。</p> <p>① 満20歳以上であること。</p> <p>② 主催者からの要望があった場合、大会運営に協力する姿勢があること。</p> <p>③ 中学校体育連盟の主催する研修会を受講していること。</p> <p>④ 次のいずれかに当てはまる者とする。</p> <p>ア 教育職員免許法に基づく免許を有する者。</p> <p>イ 公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導資格を有する者。</p> <p>ウ 競技の専門性と学校教育に関する理解を有し、適切な指導を行うことのできる者。</p> <p>※1 ここでいう「部活動指導員」は、学校教育法施行規則第78条の2に示されている者であり、学校設置者により任用されている者をいう。</p> <p>(2) 部活動指導員が監督、引率をする場合は、教育活動の一環としての大会であるとの観点から、「顧問または当該部活動を担当する教諭等」（※2）がチームに帯同すること。</p> <p>※2 「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」1部活動指導員の職務 第2留意事項 (3)(4)より。</p>
--

※これらはいくまでも「**中体連主催大会への参加**」のためだけのものである。

通常の活動や練習試合、連盟や協会主催の大会等における指導・引率・監督等に関しては「学校判断」であり、中体連は関与しない。

※「中体連主催大会」であっても、部活動指導員を「**外部コーチ**」として登録する場合は、**上記の条件は適用しない**。

2 「部活動指導員」が県中総体で『引率・監督』となる場合の流れ

日程・内容	学校・部活動指導員・県中体連事務局の作業等
○部活動指導員の任用	<ul style="list-style-type: none"> ・校長が上記1（1）の内容に当てはまるか確認 ・部活動指導員が研修会を受講する場合、学校（担当者）が様式1「受講申込書」を市中体連事務局へFAXで送付
<p>【4月26日】 第1回部活動指導員研修会</p> <p>【6月22日】 第2回部活動指導員研修会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・県中体連事務局で研修会実施（50分程度） ・部活動指導員は、学校が申し込んだ日程の研修会を受講 ・日程の都合が付かない場合、学校（担当者）が県中体連事務局に連絡、相談
○研修会終了後 （市中体連事務局の作業）	<ul style="list-style-type: none"> ・受講者へ、学校長宛の「受講修了通知（文書）」と本人宛の「受講修了証」を配付 ・受講修了者の所属校（担当者）へ、研修会を受講修了した旨をFAXで連絡 ・受講修了者の所属する郡市中体連および市専門委員長へ、受講修了者名簿をメールで送付
○書類の受取と保管	<ul style="list-style-type: none"> ・学校（担当者）は、部活動指導員から学校長宛の「受講修了通知（文書）」を受け取り、本人宛の「受講修了証」の控えを保管
○市中総体申込書作成 ○部活動指導員確認書作成	<ul style="list-style-type: none"> ・部活動指導員が「引率・監督」となる場合、申込書の欄に記入 ・学校長が「受講修了通知（文書）」と「受講修了証」の控えを確認した後、様式2「部活動指導員確認書（校長承諾書）」を市専門部へ提出
○市中総体抽選会	<ul style="list-style-type: none"> ・抽選の前までに様式2「部活動指導員確認書」を提出（期限厳守）

3 研修の受講について

(1) 日程・会場

①第1回部活動指導員研修会

日時：4月26日（月） 17:00～17:50 会場：仙台市立鶴が丘中学校 2階 会議室

②第2回部活動指導員研修会

日時：6月22日（火） 17:00～17:50 会場：仙台市立鶴が丘中学校 2階 会議室

(2) 研修内容

①部活動指導とは ②学校・顧問との連携 ③生徒理解・生徒指導と部活動

④部活動の健康・安全管理 ⑤中学校体育連盟と部活動

(3) 研修会受講申込および受講修了の確認方法

①学校（担当者）は、「部活動指導員研修会受講申込書」を市中体連事務局へFAXで送付

②学校（担当者）は、市中体連事務局から、研修会を受講修了した旨のFAXを確認

③学校（担当者）は、部活動指導員から学校長宛の「受講修了通知（文書）」を受け取り、本人宛の「受講修了証」の控えを保管

④学校（担当者）は、「部活動指導員確認書（校長承諾書）」を作成

⑤学校（校長）は、「受講修了通知（文書）」と「受講修了証」の控えを確認した後、「部活動指導員確認書（校長承諾書）」に職印を押印

⑥学校（担当者）は、市中総体抽選会までに「部活動指導員確認書」を市専門委員長へ提出

⑦市専門部（委員長）は、「部活動指導員確認書」と「受講修了者名簿」を確認

(4) 研修を受ける上での留意事項

①研修は、**第1回・第2回のどちらかを受講すればよい。※同じ内容で実施**

②**研修会受講修了証の有効期限は5年間とする。**※毎年受講する必要はなく、5年毎の更新

③仕事の関係等で日程の都合が付かない場合、学校（担当者）が市中体連事務局に連絡、相談する。状況によっては別日程で研修会を実施することもあり得る。

4 部活動指導員の上位大会での扱いについて

(1) 全国・東北・県 すべてに共通していること

「部活動指導員とは、学校教育法施行規則第78条の2に示されている者であり、学校設置者により任用されている者であること」

(2) 全国大会での扱い

①部活動指導員の単独引率「可」

②学校長が認めた者であれば「可」（条件は特になし）

(3) 東北大会での扱い

①部活動指導員の単独引率「可」

②県の規定と同じ条件である

(4) 県大会での扱い

①部活動指導員の単独引率は「不可」。引率・監督としての登録は「可」

②「顧問または当該部活動を担当する教諭等の帯同」が必要

③東北の規定と同じ条件である

ただし、規定上、部活動指導員が**宿泊を伴う引率**をすることは認められていない。

同様に、仙台市では**「市内+隣接地区」への引率**しか認められていない。

5 参加申込書の形式について

参加申込書の引率及び監督の部分において、何らかの形で「校長・教員」か「部活動指導員」かが分かるようにすること。

(例)

引率責任者	校長・教員・部活動指導員 (いずれかに○を付けること)
監督	校長・教員・部活動指導員 (いずれかに○を付けること)